

一体資産と軽減税率

2019年10月1日より消費税が10%となり軽減税率税度が施されています。今回は一体資産と軽減税率について簡単にご説明します。

1. 軽減税率(8%)対象品目

- ①酒類・外食を除く飲食料品(一定の一体資産を含む)
- ②定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞

2. 一体資産(商品を組み合わせで販売)とは

食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産の価格のみが提示されている資産です。

- ・一体資産の具体的なもの・・・おまけ付きお菓子、重箱に入ったおせち、コーヒー豆とカップセット、クッキーと食器セット等
- ・一体資産に該当しないもの(一体資産のみではなくその内訳が提示されている)
具体例・・・持ち帰りセット価格 800 円(ビール 200 円/惣菜 600 円)
⇒この場合ビール 10% 惣菜 8%

3. 一体資産の消費税率は？

下記要件をいずれも満たした場合は資産全体が軽減税率(8%)の対象となります。

- ①一体資産の販売価格(税抜)が1万円以下
- ②一体資産の価格のうち飲食料品の価格の占める割合が2/3以上となるもの

4. 一体資産で軽減税率(8%)が適用される具体例

- ①5千円(税抜)のコーヒー豆とカップセット販売(コーヒー豆分価額 4千円)
 - ・全体の価額が1万円以下(税抜)
 - ・コーヒー豆分の全体に占める割合が2/3を超えている
- ②10,500円(税抜)のクッキーと食器セット販売(クッキー分価額 6千円)
 - クーポン利用 3,000円
 - クッキーと食器セットは 7,500円になり
 - ・全体の価額が1万円以下(税抜)
 - ・クッキー分価額の全体に占める割合が2/3を超えている

[年末調整についての資料が税務署から送付されています。年末調整のご案内を差し上げている顧問先の皆様には11月半ば頃にご案内をお送りいたします]